



広報

何色の
あじさいが
咲きましたか

NO.687
平成25年
6月15日号

この広報紙は、環境に
配慮したパージンパルプ
を使用しています。

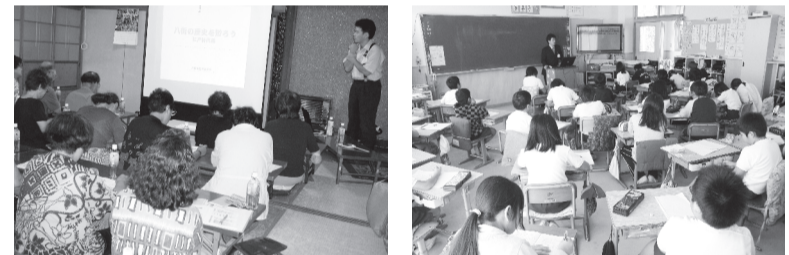


●発行 八街市
●編集 総務部秘書広報課
●発行日 毎月1日・15日
〒289-1192
千葉県八街市八街ほ35番地29
☎(043) 443-1111
ホームページ
<http://www.city.yachimata.lg.jp/>

市役所へのお問い合わせの際は、各課直通電話をご利用ください。

市教育委員会では、より
良いまちづくりと身近な学
び場の充実の一環として
「八街の歴史・文化財出前
講座」を実施しています。
昨年度は、延べ19団体の申
し込みがあり、997人に
受講いただきました。
今年度も引き続き実施し
ていきますので、ふるってお
申し込みください。

対象 市内に在住・在学
・在勤する方を主
体とする5人以上
の団体
とき 年中（ただし、祝
日、年末年始を除
く日、および市の
行事などと重なら
ない日）
午前9時～午後9
時までの2時間以
内（内容により変
動します。）
ところ 原則市内（市内の
ご希望の会場へ出
張します。）
申込場所 市教育委員会社
会教育課または
郷土資料館
受講料 原則無料



「八街の歴史・文化財出前講座」をご活用ください

講座基本メニュー

- ・八街市内の文化財
- ・八街市の近代遺産
- ・八街の石造物・絵馬
- ・八街の歴史前編
- ・八街の歴史後編
- ・八街の歴史後編
- ・発掘調査でわかった八街のむかし
- ・ふれあいバスでいく文化財探訪（屋外）
- ※その他、メニューにない内容でも可能な限り対応します。お気軽にお問い合わせください。



安全・安心な市民生活を応援 八街市消費生活センター

迷ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談を。

消費生活センターって どんなところ？

市町村による、消費者のための相談業務を行う機関です。消費生活センターでは、市民の方からのさまざまなご相談、お問い合わせ、苦情などを受け付け、皆さんと一緒に考え、解決に向けたお手伝いをさせていただきます。

困ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。
誰が相談を受けてくれるの？
消費生活専門相談員などの資格を持ち、専門的な知識や経験が豊富な相談員が相談をお受けします。

誰でも相談できるの？
市民の方であれば、どんなからでも相談をお受けします。（状況や経緯などを正確に把握し、意向を確認させていただくために、原則として、ご本人からの相談とさせていただきます。）

※事業者や事業関連の取引などに関するトラブルについては、相談をお受けできません。
相談は無料です。
秘密は守られます。
お気軽にご相談ください。

開設日 毎週月・金曜日
（祝日・年末年始を除く）

開設時間 午前9時～正午
午後1時～午後4時

相談窓口 八街市消費生活センター
（市役所内）

相談専用電話 ☎443-9299

※時間外および休日の相談は、次のとおりです。

消費者ホットライン ☎0570-064-370

千葉県消費者センター ☎047-434-0999

健康食品の
送りつけ商法に注意

「業者から電話があり、注文していない健康食品が代引き配達で一方的に送りつけられ、代金を支払ってしまった。」という相談が多く寄せられています。困ったときは、ひとりでも悩まず、お気軽にご相談ください。

詳しくは、八街市消費生活センター ☎443-9299へ。

詳しくは、八街市消費生活センター ☎443-9299へ。